

取扱職種の範囲等の明示

株式会社コンパス

有料職業紹介事業許可番号 (27-ユ-302963)

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、取扱い職種の範囲等を明示します。

● 取扱職種の範囲等

- ・ 取扱職種：全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）
- ・ 地域：国内

● 手数料に関する事項

- ・ 求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・ 求人者から徴収する手数料等有料職業紹介の届出をした範囲内において求人者と合意した金額とし、契約書または覚書等に定めるものとします。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0円 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の45% 手数料負担者は、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の45% 手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 300,000円 活動一日当たり 30,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の45% 手数料負担者は、求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の45% 手数料負担者は、関係雇用主とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります

● 返戻金制度に関する事項

当社の返戻金制度は以下の規定に沿って求人者に対し返戻をいたします。

なお、求人者の皆さまと当社の契約において以下と異なる取決めをする場合がございます。

入社日より1箇月以内の退職の場合 成功報酬の50%の返戻をいたします。

入社日より1箇月を超え3箇月以内の退職の場合 成功報酬の30%の返戻をいたします。

● 苦情の処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者となります（※）。

苦情の申出があった場合は、誠意をもって対応致します。

● 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。

当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、取締役及び職業紹介責任者とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする（※）。

職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱に関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。らにこれに基づき訂正（削除を含む。以下。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

求職者等の個人情報等に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。なお、個人情報に係る苦情処理担当者は、職業紹介責任者とする（※）。

※）求職者情報の取扱者、個人情報の取扱者及び苦情処理の責任者は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者です。

●業務の運営に関する規程

第1 求人

1. 本所は、取扱職種の種類等に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
4. 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求職

1. 本所は、取扱職種の種類等に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申し込みは、所定の求職票によりお申し込みください。直接来所できないときは、サイトからの申込み、電子メール又は郵便でも差し支えありません。
3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事する事を希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申し込みの手続きを省略致します。

第3 紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
3. 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件

をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。

5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。

6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

7. 就職が決定しましたら求人された方および関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けま

第4 その他

1. 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

2. 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。

3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。

5. 本所の取扱職種の範囲等は、国内の全職種です。

6. 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

以上